

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課(室)

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
 - 救急病院の認定
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
 - 公衆浴場入浴料金の統制額の指定
 - 港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定の変更
- 【公告】
- 土地改良区役員の退任及び就任届
 - 土地改良区役員の退任届
 - 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効
 - 道路の位置の指定
 - " 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - "

環境管理課
医療推進課
健康推進課
" "
生活衛生課
港湾課
耕地課
" 治山課
建築指導課
" " "

目次

担当課(室)

【企業局】

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了
 - 落札者等の決定
 - " "
 - " "
 - 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程
- (県例規集登載)

" 用度課
警察本部会計課
" "
総務企画課

◎岡山県告示第四百七十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。
なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 アイスサービス株式会社
住所 広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地123
氏名 代表取締役 石井 巖権
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 アイスサービス株式会社笠岡工場
所在地 岡山県笠岡市港町1-34、1-36

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	18の2-イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(32)	
能	力	0.32m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	3.0	4.0
	p H	6~8	6~8
	B O D (mg/L)	1,200	1,500
	C O D (mg/L)	300	380
	S S (mg/L)	450	570
	油 分 (mg/L)	350	440
	T-N (mg/L)	50	70
	T-P (mg/L)	12	15
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和4年11月11日から同年12月2日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

◎岡山県告示第四百七十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

倉敷シティ病院

2 所在地

倉敷市児島阿津二一七一五三

二 認定年月日

令和四年十一月十一日

三 認定の有効期限

令和七年十一月十日

◎岡山県告示第四百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年十一月十一日

指定した医療機関

名称

レモン薬局 中庄店

所在地

倉敷市松島一五二―一九

指定年月日

令和四年十一月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第四百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称 変更事項

倉敷訪問看護サービスセンター

医療機関の所在地

変更前

倉敷市新田二六八九

変更後

倉敷市粒浦八〇―一

変更年月日

令和四年十月一日

◎岡山県告示第四百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年十一月十一日

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

岡山県知事 伊原 隆 太

医療法人桃山会 小野内科医院

倉敷市玉島八島一七五五

令和四年十月十八日

医療法人藤田医院

倉敷市玉島中央町一―一八―二〇

令和四年十月十九日

医療法人まつした医院

瀬戸内市邑久町尻町七―一

令和四年十月二十九日

◎岡山県告示第四百八十号

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）附則第四条、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和四年十二月一日から適用する。

なお、令和元年岡山県告示第四百四号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和四年十一月三十日限り、廃止する。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 公衆浴場入浴料金の統制額

区分	金額
大人（十二歳以上の者）	四五〇円
中人（六歳以上十二歳未満の者）	二〇〇円
小人（六歳未満の者）	一〇〇円

二 公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号）第二条第二号に規定するその他の公衆浴場については、一の統制額は、適用しない。

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

◎岡山県告示第四百八十一号

昭和四十二年岡山県告示第六百二号（港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定）で指定した臨港地区の分区のうち、岡山港臨港地区に係る商港区の区域を変更した。

なお、分区及びその区域の図面は、岡山県土木部港湾課において縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

〔五四四〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		退任役員		就任役員	
	高梁川用水土地改良区	氏名	氏名	氏名	氏名	住所	住所
		矢野 秀典	矢野 秀典	倉敷市山地三四三―一	倉敷市山地三四三―一	理事	理事
		高橋 昌巳	高橋 昌巳	岡山市南区内尾一一二	岡山市南区内尾一一二	理事	理事
		藤井 裕志		倉敷市西岡一一二五		理事	理事
		加藤 晃敏		真備町川辺一四三一		理事	理事
		三宅 銀造		連島町連島七七―三		理事	理事
		難波 弘	難波 弘	岡山市南区川張四〇七	岡山市南区川張四〇七	理事	理事
		楠戸 通博	楠戸 通博	倉敷市羽島七〇三	倉敷市羽島七〇三	理事	理事
		内田 勇	内田 勇	岡山市北区高塚二九二―三	岡山市北区高塚二九二―三	理事	理事
		岡田 誠男		倉敷市玉島長尾一六七〇		理事	理事
		薬師寺 茂	薬師寺 茂	総社市刑部一四二	総社市刑部一四二	理事	理事
		宮原 進	宮原 進	倉敷市東富井七五〇	倉敷市東富井七五〇	理事	理事
		舟越 三嗣	舟越 三嗣	真備町川辺六一二		理事	理事
				西田四―一三		理事	理事
				三田四〇八		理事	理事
				連島町連島一二九―二		理事	理事
				玉島爪崎六八六		理事	理事
				総社市清音軽部六六		理事	理事
				倉敷市茶屋町早沖六三四		理事	理事
				岡山市北区中撫川二八七		理事	理事
				倉敷市玉島上成一四〇―一		理事	理事
				岡山市北区撫川三二〇		理事	理事
				倉敷市山地二二七		理事	理事
		中川 逸実	中川 逸実			理事	理事
		佐藤 豪温	佐藤 豪温			理事	理事
		田中 肇	田中 肇			理事	理事
		江口 仁志	江口 仁志			理事	理事

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

〔五四五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

吉井川下流土地改良区

二 退任役員

住 所

退任役員

氏 名

岡野 眞

赤磐市河田原二九八―一

理事監
事の別
理事

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

〔五四六〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
	氏名又は名称	住所		
二二四	牧 義夫	高梁市巨瀬町四六五六―六	幼苗以外の苗木育成	じ 牧義夫苗木住所地に同じ
二三五	近藤 正之	高梁市有漢町上有漢六七七九	幼苗以外の苗木育成	同じ 近藤正之苗木住所地に同じ
二七五	中迫 義隆	高梁市備中町東油野三九〇	穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の苗木育成	同じ 中迫義隆苗木住所地に同じ
五一二	多田 松雄	総社市延原六九〇	幼苗の育成 幼苗以外の苗木育成	同じ 多田松雄苗木住所地に同じ
倉敷一	大杉 克己	総社市美袋一五八九―一	幼苗の育成 幼苗以外の苗木育成	同じ 大杉克己苗木住所地に同じ
倉敷二	村田 護	総社市延原五六五	幼苗の育成 幼苗以外の苗木育成	同じ 村田護苗木住所地に同じ
高梁一	野口 勉	高梁市川面町一七〇四	幼苗以外の苗木育成	じ 野口勉苗木住所地に同じ
高梁三五	吉本 守介	高梁市川上町高山二四四	幼苗以外の苗木育成	同じ 吉本守介苗木住所地に同じ
高梁四〇	嶋池 勝一	高梁市備中町東油野三二二六	幼苗の育成 幼苗以外の苗木育成	同じ 嶋池勝一苗木住所地に同じ

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

〔五四七〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備前局 建第五四一号 令和四年十月三十 一日	和気郡和気町和気字竹之下七六九 番一	四・〇〇	二五・八九

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

〔五四八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備前県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備前局 建第五四二号 令和四年十月三十 一日	和気郡和気町和気字竹之下七六九 番二	六・〇〇	三二・九五

〔五四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市久世字宮道西二三六一―一、二三六一―三、二三六二―一、二三六三―一、二三六三―二、二三六三―七、二三六三―八、二三六四―一、二三六四―二、二三六五、二三六六―二、二三六六―四、二三六六―五、二三六六―六、二三六七―三、二三七〇―四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

真庭市中島六一五

平成不動産有限公司

代表取締役 藤田 清博

真庭市久世二三八一―一

小林不動産株式会社

代表取締役 小林 高光

三 許可年月日及び許可番号

令和四年五月二十日岡山県指令建指第六九号

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

〔五五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市馬屋字片山一一九二一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区土田一五三九ウエストコート一〇二号室

平井実和子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月九日岡山県指令建指第二二五号

〔五五一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真庭市久世字宮道西二三六一―一、二三六一―三、二三六二―一、二三六三―一、二三六三―二、二三六三―七、二三六三―八、二三六四―一、二三六四―二、二三六五、二三六六―二、二三六六―四、二三六六―五、二三六六―六、二三六七―三、二三七〇―四

二 公共施設の種別

道路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

真庭市中島六一五

平成不動産有限公司

代表取締役 藤田 清博

真庭市久世二三八一―一

小林不動産株式会社

代表取締役 小林 高光

五 許可年月日及び許可番号

令和四年五月二十日岡山県指令建指第六九号

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

〔五五二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
ノート型PC（マイナンバー接続系） 二百四十九式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和四年九月六日
落札者の氏名及び住所
Gateシステムズ株式会社
岡山市北区下中野七〇八番地一〇七号
- 五 落札金額
二七、一七〇、八八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、四七〇、〇八〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和四年八月十六日

〔五五三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
金属結晶構造解析用電子顕微鏡 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和四年九月十六日
落札者の氏名及び住所
日本電子株式会社 広島支店
広島市中区橋本町一〇―六 広島NSビル五階
落札金額
- 五 五一、七〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、七〇〇、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和四年八月五日

令和4年11月11日 岡山県公報 第12447号

〔五五四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
緊急配備等捜査支援システムで使用する電気通信役務提供業務
- 二 契約期間
令和五年三月十五日から令和十二年三月十四日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部刑事部刑事企画課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和四年十月十四日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社NTTドコモ中国支社岡山支店
岡山市北区東古松一丁目十一番二十号
- 六 落札金額
一七六、五一四、四三〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一六、〇四六、七六六円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年八月二十三日

◎岡山県企業管理規程第七号

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月十一日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

岡山県企業局財務規程（昭和四十七年岡山県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「（代用納付小切手等の支払地の区域）」に改め、同条中「当該小切手の交付を受ける企業出納員又は出納金融機関若しくは収納金融機関の所在する市町村」を「全国」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和四年十一月四日から適用する。